

松本市教育委員会告示第24号

松本市基幹博物館1階活用市民会議設置要綱を次のように定める。

令和3年6月25日

松本市教育委員会

松本市基幹博物館1階活用市民会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松本市基幹博物館(以下「基幹博物館」という。)を、社会教育的な観点と合わせて松本のまちのにぎわい創出に寄与する施設とするため、1階部分の活用方法を検討する松本市基幹博物館1階活用市民会議(以下「市民会議」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項について検討し、その結果を教育委員会に提言するものとする。

基幹博物館の1階部分の活用方法に関すること。

その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 市民会議は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

博物館関係者

有識者

前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に規定する所掌事項について、教育委員会に提言する日までの間とする。

(役員)

第5条 市民会議に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、教育委員会博物館において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月25日から施行する。